

2026年5月14日

「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）」に対する意見

公益社団法人日本監査役協会

2026年4月10日付けで貴所から公表された「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）」（以下「改訂案」という。）について、当協会の意見を以下のとおり申し述べますので、御検討くださいますようお願い申し上げます。

原則4-6について

現行の原則4-4（下線は当協会事務局による）

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

改訂案の原則4-6

【原則4-6. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、その役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行い、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

〈解釈指針〉

監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でない。

監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

現行のコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という。）原則4-4においては、「監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、」と記載されていたところ、改訂案原則4-6においては、「監査役及び監査役会は、その役割・責務を果たすに

当たって、」との改訂がなされ、監査役及び監査役会の役割・責務の具体的な内容の記載が削除されている。

現行の原則4-4は、監査役及び監査役会の役割・責務として、監査役の選解任・報酬に係る権限の行使について記載しているが、当該箇所は、2015年当初のコード策定時には記載されておらず、2021年の改訂時に新たに加筆されたものである。その趣旨は、監査役の監査に対する信頼性が確保されるためには、その前提として、監査役の独立性が確保されることが重要であり、会社法上、監査役に付与されている監査役の選解任・報酬に係る権限が実効性のある形で適切に行使されるべきことを明記することに意義があると考えられたことにある。

また、このことを明記することは、監査役の人事・報酬面での独立性確保の重要性について監査役の自覚を促すにとどまらず、経営陣においても、その重要性を認識する契機ともなりうるものであった。

改訂案では、改訂の理由について、当該箇所を削除したとしても「本原則の『能動的・積極的に権限を行使』で読み込める」との説明がなされているが、「能動的・積極的に権限を行使」との記載は、権限行使に際しての姿勢・態度を述べるにすぎず、権限の内容として、監査自体の権限のみならず、選解任・報酬の点で独立性を確保するための権限を読み込めるとは限らない。

さらに、現行の原則4-4は、監査役のみならず、会計監査人の選解任・報酬に関する監査役会の権限行使にも言及しているが、改訂案においては、この記載も削除され、さらに、改訂案において会計監査人について定める原則3-3とその解釈指針には、会計監査人の報酬に関する記載がないことも踏まえると、現行の原則4-4からこの記載を削除してしまうと、コードから会計監査人の報酬に関する記載が一切なくなることになる。必要かつ十分な会計監査人の報酬が確保されることは、会計監査の独立性・信頼性確保に不可欠であり、そのための監査役会の実効的な権限行使の重要性についての記載は必要である。

以上の理由により、「監査役・会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使」との記載は存置すべきであり、仮に、改訂案原則4-6の本文には記載しないとすれば、少なくとも、原則4-6の解釈指針においては記載されるべきである^{1,2)}。

¹ 現行の原則4-4については、2021年改訂時にも当協会より同様の趣旨の意見を公表している。

日本監査役協会「『コーポレートガバナンス・コード（改訂案）』に対する意見」（2021年5月7日）

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-712/>

² ここでは、内部規律として、経営執行側と会計監査人の間に入れるのは監査役のみであって、常勤者の設置が義務付けられ、かつ、社外役員が半数以上である監査役による牽制がいわば最後の砦になっていることに十分な留意を求めたい。

原則 3-3 について

現行の原則 3-2

【原則 3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

〈補充原則〉

3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

改訂案の原則 3-3

【原則 3-3. 会計監査人】

会計監査人及び上場会社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

〈解釈指針〉

監査役会は、少なくとも、(i) 会計監査人候補を適切に選定し会計監査人を適切に評価するための基準の策定、(ii) 会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認を行うべきである。取締役会及び監査役会は、少なくとも、(iii) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保、(iv) 会計監査人から CEO・CFO 等へのアクセス（面談等）の確保、(v) 会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保、(vi) 会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立を行うべきである。

上記のとおり、改訂案原則 4-6 において一部記載が削除されたが、その中には、「外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使」との記載も含まれている。

会計監査人が監査の独立性を確保し、適切な監査を行うことで、その役割・責務を果たす

ためには、コードにおいて適切な監査報酬の決定についての記載が必要と考えられるが、現行のコードにも改訂案にも直接的な記載がなく、改訂案では、監査役の権限行使という観点でこれに関連する上記の現行の原則 4-4 の内容も削除されている。

そこで、会計監査人の監査報酬については、取締役が監査役（会）の同意を得て決定するため（会社法 399）、改訂案原則 3-3 の解釈指針の「取締役会及び監査役会は、」に続く（iii）以降の記載において、会計監査人の独立性を確保するために十分な監査報酬が決定されるべき旨を追加すべきである。

以上